

阿武町事業継続緊急サポート給付金支給要綱

令和3年3月19日

告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症発生により、顕著な影響が現れている町内の事業者等に対して、事業の継続を下支えする阿武町事業継続緊急サポート給付金（以下、「給付金」という。）を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 この要綱における給付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年1月1日現在に町内に事業所を置いて事業を営んでおり、かつ、給付金申請日以降も事業所を置いて事業を営む予定のある者
- (2) 平成31年1月から令和元年12月の売上高が50万円以上である者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、平成31年1月から令和元年12月までの売上高と比べ、令和2年1月から令和2年12月までの売上高が20パーセント以上減少し、かつ売上高が30万円以上減少している者

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、平成31年1月から令和元年12月までの減少した売上高から令和2年1月から令和2年12月の売上高を引いた金額の10パーセントとし、1件あたりの上限は50万円とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 この要綱において定める売上高とは、国の支援金や他の補助金などを含むものとする。

3 給付金の支給は、1支給対象者につき、1回限りとする。

(給付金の申請)

第4条 給付金を受けようとする事業者等は、令和3年6月30日までに、阿武町事業継続緊急サポート給付金支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

(給付金の支給等)

第5条 町長は、前条による申請があった場合は、申請内容等に関する審査を行い給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、審査に当たっては、必要に応じて事業者等に意見を求めることができるものとする。

(給付金の返還)

第6条 町長は、給付金の支給を受けた事業者等が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、当該給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。